

【判決骨子】

金沢市庁舎前広場は、庁舎建物の敷地の一部であり、本来の用途又は目的を妨げ
5 ない限度において使用を許可することができる「公用」財産（地方自治法238条
の4第7項）であって、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならない「公
の施設」（同法244条2項）ではないから、同広場における集会の許否について
は、その基準の策定も含め、庁舎管理権を有する金沢市長の裁量に委ねられてい
と解される。

10 庁舎等における「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人
又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為」を禁止した庁舎管理規則5条1
2号は、被告が特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対しているような外観
を形成することで、被告の中立性を疑わせ、被告の事務又は事業の円滑な遂行その
他の庁舎等の管理上の支障が生じるおそれを防止するという目的は正当であり、手
15 段としても合理的関連性があるとして、憲法21条1項に違反するとはいえない。

原告団体が憲法施行70周年集会を開催するためにした庁舎等行為許可申請に対
し、同規則5条12号及び同条14号（「庁舎等の管理上支障があるとき」）に該
当するとしてした市長の不許可処分は、約300人が参集し、街宣車が近接し、拡
声器、のぼり旗、プラカード等を使用し、政治批判や問題提起も予定した集会の具
20 体的態様等、通行人が多数往来する近くの公園で代替集会が開催されたことなど諸
般の事情の下では、重要な事実の基礎を欠くものとも、社会通念に照らし著しく妥
当性を欠くものとも認められず、市長の裁量権の逸脱、濫用により違法であるとは
認められない。